

# 運行管理者 旅客編 暗記ノート04 (労働基準法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。  
公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置をとる場合があります。  
本文の内容は2024年7月時点の法令によって制作しています。

(制作 2024.7)

## 用語と日数

平均賃金	【3】ヵ月間の賃金の総額÷【3】ヵ月間の総日数
契約期間	一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、【3】年を超える期間について締結してはならない
労働条件の明示	労働条件が事実と相違する場合においては、【即時】解除できる
解雇の予告	【30】日前に予告。しない場合は【30】日分以上の平均賃金を支払う
解雇制限	業務上の負傷、疾病療養休業期間+【30】日間、産前産後休業期間+【30】日間は解雇してはならない
労働時間	1週間について【40】時間を超えてはならない。 1週間の各日については、休憩時間を除き1日について【8】時間を超えてはならない
休憩	労働時間6時間を超える場合、【45】分の休憩を与え、労働時間8時間を超える場合、【1】時間の休憩を与える。
休日	週【1】回（4週間で4日以上休日がある場合を除く）
時間外・休日等の割増賃金	通常賃金の【2】割【5】分以上【5】割以下。ただし、1ヵ月の延長労働時間が【60】時間を超えた場合、その超えた時間に対しては通常賃金の【5】割以上
有給休暇	【6】ヵ月以上継続勤務、【8】割以上出勤⇒【10】労働日の有給休暇

■拘束時間と運転時間（過去問題からポイントを抜粋）

《一般乗用旅客運送事業者（タクシー）》

項目		法令の要点
日勤	1ヵ月の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【288】 時間を超えないこと</li> <li>【労使協定がある場合】</li> <li>・最大【300】 時間まで延長できる</li> </ul>
	1日の拘束時間と 休息期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【13】 時間を超えないものとし、最大拘束時間【15】 時間を超えないこと</li> <li>・継続【11】 時間以上の休息期間を与えるよう努める ものとし、継続【9】 時間を下回ってはならない。</li> <li>【車庫待ち等の運転者】</li> <li>・拘束時間が【18】 時間を超える場合は、夜間【4】 時間以上の仮眠時間を与える</li> </ul>
隔勤	1ヵ月の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【262】 時間を超えないこと</li> </ul>
	2歴日の拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歴日の拘束時間が【22】 時間を超えないものとし、 2回の隔日勤務を平均し隔日勤務1回当たり【21】 時間を超えてはならない。</li> </ul>
	休日労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【2】 週間について【1】 回を超えないこと</li> </ul>

《一般乗合・一般貸切旅客運送事業者（バス）》

項目	法令の要点
<p>拘束時間</p> <p>①②どちらかの基準を満たす（選択制）</p> <p>① 1 ヶ月あたりの拘束時間</p> <p>② 1 週間あたりの拘束時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ヶ月につき <b>【281】</b> 時間を超えず、かつ、1 年につき <b>【3,300】</b> 時間を超えないこと</li> <li>【労使協定がある場合（貸切バス等乗務者）】</li> <li>・ 1 年につき 6 ヶ月まで、1 ヶ月につき <b>【294】</b> 時間まで延長することができ、かつ、1 年につき <b>【3,400】</b> 時間まで延長することができる</li> <li>・ 4 週間を平均して 1 週間当たり <b>【65】</b> 時間を超えず、かつ、52 週につき <b>【3,300】</b> 時間を超えないこと</li> <li>【労使協定がある場合（貸切バス等乗務者）】</li> <li>・ 52 週間のうち <b>【24】</b> 週間まで、4 週間を平均して 1 週間当たり <b>【68】</b> 時間まで延長でき、かつ、52 週につき <b>【3,400】</b> 時間まで延長できる</li> </ul>
<p>1 日の拘束時間と休息期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【13】</b> 時間を超えないものとし、最大 <b>【15】</b> 時間を超えないこと</li> <li>・ <b>【14】</b> 時間を超える回数は、1 週間に <b>【3】</b> 回以内が目安</li> <li>・ 継続 <b>【9】</b> 時間以上の休息期間を与えること</li> </ul>
<p>2 日平均の運転時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 日を平均して 1 日当たり <b>【9】</b> 時間</li> <li>・ 4 週間を平均し 1 週間当たり <b>【40】</b> 時間を超えないこと</li> <li>【労使協定がある場合（貸切バス・高速バス）】</li> <li>・ 52 週間の運転時間が 2,080 時間を超えない範囲内で、<b>【16】</b> 週間まで、4 週間を平均し 1 週間当たり <b>【44】</b> 時間まで延長できる</li> </ul>
<p>連続運転時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【4】</b> 時間運転毎に <b>【30】</b> 分以上の休憩（1 回が連続 <b>【10】</b> 分以上かつ、合計 <b>【30】</b> 分以上の中断が必要。）</li> </ul>
<p>休日労働</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【2】</b> 週間について <b>【1】</b> 回を超えないこと</li> </ul>